S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.184

2009.12.25

発行責任者 井口 雅文

発 行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449, 6466

FAX +66-2-261-6419, 6379

Address: 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand 地図

E-Mail : iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: http://www.s-i-asia.com

(取材編集協力) 有限会社 S&IJAPAN

〒150-0001渋谷区神宮前4-16-8 大場ビル2階

TEL: 03-3402-0013、FAX: 03-3402-0014 地図

<u>siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp</u> (担当:矢守章子・井口文絵)

http://www.s-i-asia.com/s-i-japan/s-i-japan.htm

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

~事務所より~

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを12月25日付けで更新しました。

(年末年始休暇のお知らせ)

12月26日から1月3日まで年末年始休暇をとらせて戴きます。なお、ファックス及びメールは通常とおりですので、宜しくお願い致します。

(タイ特許法案 2006 年版、タイ商標法案 2009 年版、タイ著作権法案 2009 年版について) 現在、タイ政府において上記 3 法案が検討されています。特に商標法案及び著作権法案について弊所を含め外部意見募集がなされております。そこで弊所にてタイ商標法案及びタイ著作権法案及びタイ特許法案 (11 月アップロード)の現行法との対照表を作成致し、既に会員ページにアップロード致しました。なお、法案審議状況につきましては、タイ商標法案及びタイ著作権法案は、今回のニュースにもありますように、内閣承認を得る段階で、再検討の指示がでており、商務省は再度提出(侵害品購入者への罰則を削除し、土地所有者への罰則のみとする修正をした後)を予定しています。また、タイ特許法案は内閣提出前の検討段階の状態となっております。

(タイ特許法 1999 年改正(現行法)の翻訳新版が完成しました)

タイ特許法の和訳は、以前より翻訳者によって相違が見られ、また翻訳抜けなどが見つか

っておりましたので、今般全面的に見直し、**翻訳新版**を完成させました。**今回の修正翻訳と現翻訳との相違表も会員ページにアップロード致しました。**ご参照ください。

http://www.s-i-asia.com/web_japan/law_and_regulations1999_0_jp.php (翻訳新版)

(再送: PCT加盟の準備状況及びQ&A)

タイ政府は9月24日にWIPOに対しPCT加盟申請の寄託書を提出しました。これにより12月24日にPCT加盟が発効することとなりました。また、タイのPCT出願取り扱いについてのQ&Aを弊所ホームページにアップしました。また、**PCT加盟に伴う規則改正案**が公告されましたので、その英文和文を会員ページにアップしました。http://www.s-i-asia.com/web_japan/intellectual_thailand_jp.php#18 (Q&A)

(再送:タイの早期審査及び優先審査の誤情報について)

再三このニュースレターで紹介しましたので、弊所ホームページの特許出願の留意点にて 公表(その他の情報もアップデイトしました)致しました。

http://www.s-i-asia.com/web_japan/intellectual_thailand_jp.php

~編集者より~

早いものであっと言う間に年末を迎えた。昨年末に起きた反タクシン派による空港閉鎖事件、そしてアピシット政権の誕生、今年4月のアセアン首脳会議へのタクシン派集団の乱入妨害事件、11月にタクシン元首相のカンボジア政府経済顧問就任、そして、カンボジアとの2国間での緊張状態が未だ続いている。バンコク東部のパタヤからラヨーンにかけてマプタットと呼ばれる地域がある。この地域では大規模な石油化学を中心にした大規模な開発が進行しているが、これに対し、行政裁判所が環境保全を理由に、全事業の開発中止を命じた。これに対して、アピシット政権は、何とか一部の事業についての開発再開に漕ぎ着けたものの、依然として、多くの事業の開発が止まったままの状態である。如何にこの内憂外患の状態を打破するかが、来年早々の課題となる。日本の新政権の右往左往も危ういものを感じるが、タイの政権も本当に脆弱であることを感じる毎日である。

知的財産分野においては、この一年の一番大きな出来事は、12月24日PCT正式加盟であろう。また、著作権法改正案及び商標法改正案が本格的に政府内部で審議され始めたことである。日本企業が関与した大きな事件の一つであるヤマハバイクに関する意匠侵害事件が、2006年に摘発押収、昨年8月に起訴し、ようやく知的財産裁判所での審理が開始されたことである。この事件は、タイでの意匠権の類似判断がどこまでなされるのか、日本企業のデザイン関係者から非常に注目されている事件である。「バイクの意匠審査とは」「類似とは」「新規性とは」色々な角度から、この事件を眺めることが出来、実に興味深い。今までの単純な意匠事件判決では、「似ている」「似ていない」と簡単に書かれた不透明な判決が多かったため、稚拙な判断となっていた。今回の事件は、もう一歩踏み込んだ判決を期待したいものである。

それにしても証人尋問を裁判所のクリスマスパーティを理由に、一時休廷するのもどうしたものか。また、準裁判官に商標専門のタイ知的財産局出身者を起用するとはどういうことか。裁判の透明性においては東南アジアの中でも一位二位を争うタイの知的財産裁判だと私はクライアントに対し自慢しているが、どうも彼ら裁判官の職業観を理解することができないことが度々ある。まだ私がタイという社会に十分に同化していない証左なのだろうか。苛立ちを感じる。

12月21日にタイ知的財産局にて、「第一回タイ知的財産局長とタイ進出日系企業との 対話」が自動車部品分野を中心として開催され、タイ政府から税関、司法省特別捜査局、 経済警察が参加した。この中で、タイ政府知的財産局が昨年スタートさせた調停・仲裁制 度のセミナー開催をバンコクにて日系企業向けに行なうことや、自動車部品での知的財産 侵害品の撲滅キャンペーンを日本とタイ政府が共催することを合意した。今まで単発的に 各社バラバラで行なってきた侵害品対策を、日本側主要企業が協力して一斉に行なうこと により一掃しようとするもので、タイでは初めて行なわれるものである。また、調停・仲 裁制度の活用方法も、このような摘発キャンペーンのような侵害者が小店舗である場合で の対策では有効なのではなかろうか。但し、相手方から権利無効を主張された場合には、 どうしても裁判となるため、その侵害の種類や侵害者の状況に応じて紛争処理手段を選択 したほうが良さそうではあるが。例えば、前述したヤマハの意匠侵害事件の場合、大規模 侵害でかつ司法判断に委ねる法律解釈や運用がある場合、仲裁や調停よりも裁判を選択す べきであろう。東南アジア各国の法律が進化するにつれ、やはり司法判断を求めるケース が増え、そしてその判断がフィードバックして制度運用の改善に繋がっていくという連鎖 を頭の中で私は長年描いてきている。来年はその私の構想が実現できると良いのである が。。。

来年という年が、世界的不況の最中、皆さまにとってより良き年であるよう祈念致します。 良いお年をお迎えください。本年はご愛読ありがとうございました。心より感謝申し上げ ます。

~タイを拠点としたアジア・オセアニア向けのホンダの自動車研究開発施設が正式にオー プン~

昨日、新しくバンコクを拠点としたアジアやオセアニア向けのホンダの自動車研究開発施設が正式にオープンし、Asian ホンダの池史彦社長は、この施設がタイでのエコカーの開発を促進する手助けになるだろうと話した。Honda R&D Asia Pacific Co.は、2億バーツを資本金に設立され、アジアやオセアニアでのホンダの競争力を高めていく中、変化しつつある顧客のニーズと市場の要求に対処をする研究開発業務の責任を担う。「ホンダの研究開発センターの開設は、ホンダの歴史や、オートバイ、自動車、パワープロダクトの事業拠点の中核の一つとなっているタイに対する公約において重要な一歩である。我々は世界80カ国以上に輸出するため、現在、年間330万ユニットのホンダ製品を生産しており、タイの機能をアジアやオセアニア地域だけでなく、世界市場においても、ホンダの重要事業へと着実に成長させた。」と池社長は話した。ホンダは、タイ政府が主導するエコカープロジェ

クト向けの車を含む、様々な低燃費車の開発に取り組んでいる。ホンダでは現在、エコカ 一の必要条件を満たす新しい小型車を開発中で、近い将来発表するためにあらゆる努力を している。約17億バーツの費用をかけた研究開発施設の開設に伴い、ホンダはタイ市場向 けのエコカーの開発を一層加速することになる。開設式の議長を務めた工業大臣の ChanChai Chairungruang 氏は、ホンダはタイの自動車産業の発展のため政府に継続的に 協力してきた自動車製造会社のひとつであると述べ、これにはオートバイと自動車の製造、 部品サプライチェーンの創設、及びタイにおける地域本社の設立が含まれ、ホンダの自動 車研究開発施設の開設は、タイの自動車産業をさらに発展させる政府の方針を支えるホン ダの公約を表すものであると話した。この新しい施設は国内の雇用を生み出し、技術移転 や技能の開発もまた促進するだろう。ホンダの研究開発センターは、Kanchanapisek 通り 東の 95 ライ(訳注:1 ライ=1,600 平方メートル)の土地に設置された。この施設によっ てタイやこの地域の自動車産業の活性化の助けとなる現地調達率が急速に伸びると見られ る。センターで行われる具体的な活動は商品企画、スタイリングリサーチ、技術開発、車 両試験をなどである。ホンダの日本国外の自動車開発研究センターとしては、アメリカ、 ヨーロッパ、中国に続き 4 番目になる。ホンダはタイで研究開発施設を開設した最初の自 動車メーカーである。 この施設は 1988 年にオートバイの研究開発事業を開始した時に開設 され、1997年にアジア・オセアニア地域の開発ハブへと拡大された。

(2009月11月3日、バンコクポスト)

~タイで植物育種ベンチャーの外国人による株保有率を 49%以下に制限することになった。

タイでは植物育種ベンチャーの外国人による株保有率についてはこれまで規制がなかったが、地元農家を保護する動きの中、投資委員会は 49%に制限することを決定した。アピシット首相率いる投資委員会は昨日、政府からの指示の通り、Asean Investment Agreementの下、森林再生、水産養殖、及び植物育種の三部門の自由化計画の改正に合意した。インドネシア、フィリピン及びベトナムも自国の誓約の見直しをしようとしている。植物育種は 1999 年外国事業法の第三リストにあり、外国投資に開放されていたが、外国の投資家は株式保有率が 49%を上回る場合、事前に商務省の許可を得る必要があった。森林再生と水産養殖は同法の第一リストにあり、100%の外国投資は禁止されていたが、ジョイントベンチャーを通した外国の投資家による 49%の株式保有は投資委員会により認められていた。今年 10 月までの外国投資は 1,570 億バーツで、昨年の同じ時期の 2,470 億バーツより下落した。今年は中国、インド及び韓国からの申込が増えており、中国の投資は 100 億バーツと前年比で 10 倍となっており、韓国は 60 億バーツと昨年の同時期より 39%増、インドは46 億バーツと 5 倍となっている。

(2009年11月17日、バンコクポスト)

~タイでは税関や食品医薬品局などにより偽造医薬品が多数押収されている~ 偽造医薬品について最近行われた会議において、食品医薬品局の輸出入検査部門の Praphon Angtrakool ダイレクターは、押収される偽造薬は実際にタイに密輸されているう ちの1%に過ぎないと推測している。昨年タイには670億バーツ相当の正規医薬品が輸入さ れたが、地元の製薬会社が国内及び輸出向けに生産したのは360億バーツ相当であった。 Praphon 氏はインターネットを通じてタイで販売されている ED 治療、マラリア及び結核 の薬のほとんどが偽造品であると話した。関税局のエンフォースメント担当副大臣である Somchai Poolsavasdi 氏は、「2007 年度の偽造薬押収は 2,500 万バーツ相当に上り、ここ 4 年間で一番多かった。タイは他国へのルートではなく、タイに密輸された薬はタイの薬局 やインターネットで販売されることになる。」と話した。税関の職員は通常、偽造薬剤の製 造拠点となっている国から来た外国人には特別な注意を払っている。Somchai 氏によれば 税関では多くの場合、偽造薬が一杯に詰まったバッグを運んでいるビジネスマンを発見し ているということである。同氏は関税局タイ国内への密輸に成功した偽造医薬品の数を推 測することはできないが、食品医薬品局が自ら薬局で偽造医薬品を押収することもあると 話している。国境検問所での厳しいチェックのせいで、密輸者は普通検問所を避けて国境 を越える、先月サケーオ県のタイ・カンボジア国境で外国人カップルが軍に逮捕された。こ のカップルは複数のカンボジア人を雇って、下痢止めのロペラミドのジェネリック医薬品 計 84,800 錠の入った箱をタイに運ばせていた。食品医薬品局担当官は、国境検問所で税関 担当官と活動しているほか、警察の抑制部門や特別捜査局と協力し、偽造又は無許可の薬 を販売している疑いのある薬局やドラッグストアの強制捜査を定期的に実施している。最 近の大規模な共同捜査では、バンラック地区の大型薬局の強制捜査が行われ、2,500万バー ツ以上の偽造薬が押収された。このうちほとんどがこういった製品の生産の拠点となって いる中国、インド、及びパキスタン製の ED 治療薬であった。 押収された偽造薬の中には、 病院の薬局でしか販売されていないはずのタミフルもあった。バンコクのヤワラート地区 で最近行われた強制捜査では、複数の薬局やドラッグストアで 1,500 万バーツ以上の違法 ED 治療薬が押収された。

(2009年11月22日、タイネーション)

~ 東芝タイランドがローカルデザインセンターの設立を検討~

東芝タイランドでは電化製品のデザインセンター設立を検討している。これは日本以外では初めてのものとなる。この動きはタイの次の経済の原動力としてクリエイティブエコノミー計画を推進するタイの計画をサポートすることになる。松井秀哲社長はローカルデザインセンター設立の可能性は東芝の「localisation」戦略に沿ったもので、この戦略の下では地元消費者の好みとライフスタイルに合った製品が生産されると話している。

(2009年11月25日、タイネーション)

~タイのジャスミンライスはベトナムの香り米を相手に厳しい競争に直面~

タイのジャスミンライスはベトナムの香り米を相手に厳しい競争に直面している。ベトナムの香り米は世界の消費者に強力に存在感を示している。他の品種とともにゆっくりとタイのジャスミンライスの市場に食い込んできている。タイはジャスミンライスの主要輸出先を多数ベトナムに奪われてきた。ベトナム米の方が品質が悪いが、値段がはるかに安く、優位に立っている。「米国のジャズマンライスは、生産コストが高いことと商品化の段階にないことから、貿易業者はあまり懸念していない。コスト面から米国の農家はジャズマンライスを生産しないだろう。しかしベトナムは香り米の品種を開発しており、タイ政府に

タイの品種をプロモートする明確な戦略がない中、輸出量を増やそうと努力している」と、タイ米輸出協会の Charoen Laothamatas 副会長は話す。タイは現在年間 200 万トンのジャスミンライスを輸出している。タイ米輸出協会によれば、今年 10 月までの輸出量は 212 万トンと、前年比で 0.27%だけ減少している。この期間、ジャスミンライスの輸出は対中国が 49%、対マレーシアが 29%、対米国が 5.37%、対香港が 4.13%減少している。一方ベトナムの香り米の輸出量は同じ期間 180,260 トンと、22.1%急増ししている。ベトナム食糧協会は今年マレーシアとシンガポールへの輸出が大きく伸びたと報告している。この二カ国はタイの主要輸出先である。

(2009年11月26日、タイネーション)

~中国でマイクロソフト社が中国企業のデザインしたフォントを使用したとして販売中止 命令を受けた~

マイクロソフト社は北京市第一中級人民法院において月曜、中国の企業がデザインしたフォントを無許可で使用した Windows の OS の販売中止を命じられた。この事件は中国企業が自身のデザイン保護により積極的になってきたことを示すものであるとロイターは報じている。判決の中で裁判所はマイクロソフトが同社と漢字のフォントをデザインした北京の技術関連企業、Zhongyr Electoronic 社によるライセンス契約の範囲を侵害したと述べた。マイクロソフトは Windows98、2000、2003 及び XP の中国語バージョンの販売を中止しなければならないと、裁判所の発言としてロイターは伝えている。この判決がいつから効力を持つのか、また、どのくらいの数のコピーが影響を受けるのかは明らかになっていない。マイクロソフトはこの判決に対し上訴すると述べている。

(2009年11月19日、シンガポールストレイトタイムズ)

~タイ政府が USTR の優先監視国から抜けるため知的財産権侵害取締りに尽力~ 2007 年 4 月 30 日、米国通商代表部(USTR)はタイを「優先監視国」に指定したと発表した。 これは 1992 年以来初めてのことで、2008 年、2009 年と据え置かれたままになっている。 USTR は主な懸案事項として、蔓延する娯楽及びビジネスソフトウェアの著作権盗用、特 許登録の遅延、並びにケーブル及び信号の盗用によって明らかな、タイの知的財産権に対 する効果的な保護や法執行に関する問題を挙げている。USTR がタイを優先監視国に据え 置いたことに対応するため、また、タイをリストから除外する試みとして、アピシット政 権下のタイ政府は、最重要国家政策の一つとして知的財産権侵害の抑止への積極的なアプ ローチを掲げ、その結果として国家知的財産権侵害防止抑制委員会(National Committee on Prevention and Suppression of Intellectual Property Rights Violation)が 2009年1 月に設立された。この委員会の主な目的は知的財産権に関する政策や戦略を考案し、結束 力のある方法で履行することであり、商務省、文化省、教育省、財務省、情報通信技術省、 保健省、タイ国家警察、検察局及び国家放送・電気通信委員会 9 つの政府機関の高官から 構成される。アピシット首相がこの委員会の委員長を務め、商務副大臣である Alongkorn Ponlaboot 氏が副委員長を務める。委員会は更に抑制活動に重点的に取り組むため、 Alongkorn 氏が委員長となる小委員会を設置している。小委員会は法執行機関の高官から 構成されている。Alongkorn 氏は特に海賊版 CD や DVD など、偽装商品に対する強行措置

を取るよう任命され、知的財産権侵害抑制において重要な役割を果たしている。Alongkorn 氏は特にパンティッププラザ、パッポン、クロントン、マーブンクロンなど USTR によって言及された問題地域については、24 時間体制で調査を行わなければならないと強調している。同氏は知的財産局(DIP)を、IP 全分野の侵害行為の防止抑制において、他の政府機関との調整の中心となるよう任命した。

知的財産局(DIP):

委員会はDIPに知的財産権侵害防止と抑制に係る包括的国家戦略の草案を命じた。DIPはまた、これらの問題への対応にタイ国家警察、特別捜査局、税関といった関係機関や知的財産権者と緊密に連携している他、知的財産問題に対する国民の意識を向上させるためにPRキャンペーンを行っている。2009年4月28日、DIPはFederation of National Film Association of ThailandとMotion Picture Association of Americaと共同で、タイをクリエイティブエコノミーへと変える政策議題を支えるものとして、世界知的所有権の日を記念するイベントを行った。このイベントはサイヤムパラゴンで行われ、Alongkorn氏が議長を務めた。同氏は知的財産に対する政府の姿勢の三大要素(1)創造(2)国民の教育と意識(3)権利侵害の抑制を強く述べた。DIPはまた、市民がウェブサイトwww.ipthailand.orgを通じて個人を特定されることなく、匿名で知的財産権侵害に関する情報を提供報告する、知的財産スパイプログラムを発表した。

タイ国家警察:

タイ国家警察は全ての警察官に、特にタイ全土の商業地域で知的財産権侵害を厳しく取り締まるよう指示している。2009年1月22日、Alongkorn氏はタイ国家警察司令官、首都警察局司令官、DIP担当官及び民間の代表らと共にバンコク地区における警察の本格的な法執行を開始する行事を執り行った。

税関:

税関当局は侵害品の輸出入を食い止める重要な役割を果たしている。2004年9月に税関と他の政府機関が、侵害品の密輸防止・抑制のための関係政府機関と民間の協力に関する覚書に署名してから、税関の努力は特に顕著になった。国境での脱税抑止の追求と知的財産権侵害に対する法執行は並行して行われる。税関は初め関税の問題に基づいて行動を進め、担当官はそれと共に押収品の調査を行うため、知的財産権者や代理人に連絡を取る。

特殊捜査局:

DSI (特殊捜査局) は、商標法、著作権法、特許法、IC (集積回路) 保護法のもと、50 万 バーツ又はそれ以上の価値がある侵害品に関わる IP 侵害に対する法執行を取り扱っている。現政権と委員会による努力は、タイ政府が知的財産の効果的な保護と法執行の具体的な活動に尽力していることを示している。その努力の成果により、USTR の 2010 年の優先監視国リストからタイが除かれることが望まれる。

(2009年11月20日、バンコクポスト)

~タイが Thung Kula Rong Hai ジャスミンライスに続き、コーヒー2 種を EU で GI 保護登録申請する計画~

Thung Kula Rong Hai ホームマリ(ジャスミン)ライスが来年 EU で地理的表示(GI)の 認可を勝ち取れば、EU でより大きな保護と評価が得られるものと期待されている。タイ知 的財産局の Pajchima Tanasanit 局長は、「GI 登録を受けた新製品は、消費者が特定の製品が固有の原産地を持つと知ることとなり、より多くの商業的利益を得ることになる。」と話している。知的財産局は EU での Thung Kula Rong Hai ライスの GI 認可申請を行っており、欧州委員会は来年 EU 域内でこの申請を公開し、もし異議申立がなければタイは GI 保護の利益を得ることになる。 Thung Kula Rong Hai ライスはジャスミンライスの耕作に理想的な東北地方の乾燥した地域で栽培される。この地域にはローイエット県、マハーサーラカーム県、シーサケート県、ヤソートーン県、スリン県が含まれる。この他、チェンライの山岳部で栽培されたコーヒー豆から作られる有名な品種、Doi Chang、Doi Tung の 2 種も来年 EU に GI 登録申請される予定である。 Alongkorn Ponlaboot 商務省副大臣は 2 月にブリュッセルを訪問する計画で、Pajchima 局長は、知的財産局はこの機会を利用し、上記コーヒー2 種を EU に保護登録申請する予定であると話した。

(2009年11月30日、タイネーション)

~バンコクをクリエイティブシティーに認定するように提言する計画であるとタイ TCDC の役員が述べた~

バンコクと他の県庁所在地 2 ヵ所を「クリエイティブシティー」に転換する計画案が来年 Thailand Creative and Design Centre (TCDC) と Office of Knowledge Management and Development により作成される予定である。来年 12 月までの完成を目指し、3 月に事業の調査が開始される予定で、予算は Thai Khemkhaeng 事業より 1 億 9,000 万バーツが割り当てられると TCDC の design advisory director である Kittirathana Pitipanich 氏は話した。同氏はバンコク以外の 2 都市は恐らくチェンマイとナコンラーチャシーマーになるだろうと話している。Kittirathana 氏は TCDC 主催のセミナー「Bangkok Creative City」において、「この予算では、調査とバンコク都知事と政府への提言を行うことしかできない。しかしバンコクについては UNESCO に対し、世界のクリエイティブシティーの一つに認定するよう提言する予定である」と話した。

(2009年12月1日、タイネーション)

~タイがドーハ開発ラウンド下の協議決定を支持する姿勢を再確認~

WTO の閣僚会議において、タイはドーハ開発ラウンド下の協議決定を支持する姿勢を再確認した。Porntiva Nakasai 商務大臣は、「WTO の強化に役立つ主な手段はドーハラウンドの早期決定」であるとし、「ファイナルパッケージは実現可能なところにあり、加盟国は意見の違いを解消するために一切時間を無駄にすべきではない。」と話した。同氏はまた、ドーハ交渉に対する ASEAN の立場を反映した声明を発表した。ASEAN は貿易自由化交渉の飛躍的前進を強く求めようとしている。Nuntawan Sakuntanaga 通商交渉局長は、閣僚会議がすぐに結論に達することはないだろうが、タイは農作物、特に米に依存する発展途上国として、会議で立場を表明する必要があると話す。タイは米を、関税引き下げの延長又は最低限に抑えることができる特別生産物に指定したい考えがある。Porntiva 商務大臣は、閣僚会議に合わせてインド、アラブ首長国連邦、ナイジェリア及び南アフリカの代表らと二国間協議を行い、宝石製品の一層の自由化への支持をインドに働きかけることに成功した。これは貿易国の 70%から支持を得ている。米国、日本、イタリア、シンガポールなど

の主要国はこの分野の自由化を支持する立場を表明している。ナイジェリアとの協議では、 米の政府間取引や二国間の貿易と投資について話し合われた。ナイジェリアはタイが米の 栽培に高い時術を持っていることから、タイの投資家がナイジェリアで米を栽培すること を提案した。

(2009年12月3日、バンコクポスト)

~タイ政府が映画館での録画行為を禁止するカムコーダー対策法の草案に取り組んでいる -

映画館でビデオカメラや携帯電話を使って映画を録画している人は、タイ政府の著作権侵 害行為拡大取締りの次の対象となる可能性がある。タイ知的財産局の Pajchima Tanasanti 局長は政府が現在米国からの提案によりカムコーダー対策法の草案に取り組んでいると話 した。米国はタイに蔓延するハリウッド映画の録画行為に苦情を申し立てていた。この法 律では映画を録画する目的で映画館にカムコーダーやカメラ付き携帯電話などの録画機器 を持ち込む行為が犯罪となる。ハリウッドは、著作権侵害録画行為は普通、販売サイクル の開始当初に起こり、販売期間中ずっとその映画のビジネスチャンスを触んでいくため、 最も被害を受けやすいと主張している。映画は通常公開から数日のうちに録画され、P2P やその他のオンラインアウトレットにより世界中に配信されるほか、ファイルを使って販 売用に違法 DVD も製造されている。Pajchima 局長は法案は来年6月までに内閣に提出さ れると話し、「新しい法律は米国の圧力によるものではなく、一般の(知的財産)権利者、 特にタイの権利者の保護を目的としたもので、タイ映画がやはり侵害を受けてきており、 タイの著作権者に多大な被害をもたらしていることは否定できない。」と述べた。同氏は、 新法には懲役刑と罰金刑の両方が盛り込まれることになりそうだと付け加えた。現行の著 作権法では、違反者には5万から 40 万バーツの罰金及び/又は3ヶ月から2年の懲役刑が 科される可能性がある。 著作権侵害取締りの一環として、Pajchima 局長はタイが米国、EU、 及び日本の企業らとタイの知的財産権侵害行為抑制についての連携協議を準備していると 話している。日本との会談はこの先数週間に渡って行われる予定で、米国との意見交換は1 月中旬に予定されている。この協議は米国の優先監視国から外させるための努力の一環で ある。米国政府は5月にスペシャル301条の指定国を決定する。

(2009年12月9日、バンコクポスト)

~ワインの偽造品が増加~

ペテルス、ロマネコンティ、シャトー・ディケムといった愛好家に珍重されるワインは、 偽造酒製造によるターゲットとなっている。フランスのワイン専門家によると、非常に希 少で出来のよいワインは、高級ハンドバッグやデザイナーサングラスと同様に偽造の問題 に直面しているということである。偽造ワインの密売は常に少しは存在していたが、良質 なワインの価格上昇とともに明らかに数が増えた。」とボルドーワイン代表組合のディレク ターである Sylvain Boivert 氏は話す。多くの人に安心なのは、偽造が小規模のままだとい うことである。高級ブランドと違い、ワインの業界では産業的偽造は行われていないと同 氏は話している。偽造ワインの製造はボルドーの最高級ワイン 5 種か 6 種に対して行われ ており、ボルドーはキャピタルゲインを得ることが現実的に可能で、生産品が希少なので

世界的な需要があると、ワイン実業界の巨頭である Bernard Magrez 氏は話す。ブルゴー ニュ地方の一流のボルドー系ワイン、特に特に世界で最も希少で高額であるワインの一つ、 ロマネコンティもこれを免れず、Jeroboams で収穫された 1945 年もののビンテージ 4 ボト ル相当も最近オークションで販売されたと、名声高いブルゴーニュ生産者の Laurent Ponsot 氏は話す。悲しいかな、ロマネコンティは Jeroboams では 1945 年ものをボトリン グしていない。ドメーヌ・ポンソのオーナーである Ponsot 氏は、自身の偽造品に関する不 幸な出来事を話す。2008年のニューヨークでの販売で、Ponsot氏は107本中106本が偽 造品であるのを発見しショックを受けた。同氏は、この銘柄は1982年まで製造開始してい なかったにも関わらず、カタログには 1945 年もののクロ・サン・ドニや他のビンテージワ インが販売されていたと詳しく話し、偽造はアジア人ではなく、ヨーロッパ人やアメリカ 人により行われていると述べた。同氏は販売を止めるためニューヨークに行かなければな らなかった。購入者を騙すのに使われる手口は、偽造者のイマジネーションによる。いく つか例を挙げると、コピーされたラベル、カプセルやラベル上の異なるシャトーの名前な どである。時折ボトルは本物だが、表示されたワインやビンテージが入っていないか、一 部しか入っていないということがある。オリジナルマーケットから来るものほど、品質が 悪かったり偽造品であったりするとインターネットオークションサイト IdealWine の創設 者である Angelique de Lencquesaing 氏は話す。同氏によれば、ベルリンの壁崩壊以降、 ロシア人がワインを消費するようになり、需要が増大したために大きな誘惑があり、偽造 が増えたということである。それに巨大な中国市場が加わり、フランス市場において偽装 ワイン問題は「全くの逸話」のままとなった。市場は目もくらむ早さで発展していることか ら、アジアでは問題がより深刻化する可能性がある。

(2009年11月22日、タイネーション)